

旭川医科大学病院薬事委員会規程の一部を改正する規程を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院薬事委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院薬事委員会規程（平成16年旭医大達第95号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
(1) 診療科の科長のうちから 6人	(1) 診療科の科長のうちから 6人
(2) 薬剤部長	(2) 薬剤部長
(3) 副薬剤部長のうちから 1人	(3) 副薬剤部長のうちから 1人
(4) 経営企画部長	(4) 経営企画部長
(5) 副看護部長のうちから 1人	(5) 副看護部長のうちから 1人
(6) <u>経営企画課長</u>	(6) <u>会計課長</u>
(7) その他病院長が必要と認めた者	(7) その他病院長が必要と認めた者
(略)	(略)
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>経営企画課</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>会計課</u> において処理する。
(略)	(略)
<u>附 則</u>	

この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。